

「実績報告書作成要領（案）」「評価実施要項（案）」からの主な修正点

1. 中期目標の達成状況の段階判定区分について

【該当箇所：「評価実施要項」P26】

文部科学省国立大学法人評価委員会が作成した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」では、「評価委員会は、機構の評価結果を尊重し、機構が付す各法人の中期目標の達成状況に係る評定（「教育に関する目標」「研究に関する目標」「その他の目標」の3つの大項目毎にそれぞれ5段階）を、評価結果として基本的にそのまま受け入れることとする。」とされている。なお、国立大学法人評価委員会による評定は、以下の5段階で行うとされている。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」	(評価委員会が特に認める場合)
「中期目標の達成状況が良好である」	(すべてⅣ又はⅢ)
「中期目標の達成状況がおおむね良好である」	(Ⅳ又はⅢの割合が9割以上)
「中期目標の達成状況が不十分である」	(Ⅳ又はⅢの割合が9割未満)
「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」	(評価委員会が特に認める場合)

- (参考) Ⅳ：中期計画を上回って実施している
 Ⅲ：中期計画を十分に実施している
 Ⅱ：中期計画を十分に実施していない
 Ⅰ：中期計画を実施していない

国立大学法人評価委員会は、機構の評価結果を基本的にそのまま受け入れることから、中期目標の達成状況の段階判定区分を以下のとおり修正する。

判断を示す記述	判断の際の考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が <u>良好である</u> 優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が <u>良好である</u> 優れている と判断される場合
目標の達成状況が <u>おおむね</u> 良好である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が <u>おおむね</u> 良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が不十分であると判断される場合
<u>目標の達成のためには</u> 重大な改善が望まれる 事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

(注) 関連箇所はすべて修正する。

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P19、「評価実施要項」P22, 23

2. 研究に関する現況調査表について

(1) 学部・研究科等を代表する優れた研究業績の選定と提出資料の作成について

【該当箇所：「実績報告書作成要領」P11】

文部科学省国立大学法人評価委員会が作成した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」では、「大学共同利用機関と大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織や共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として分析できることとする。」とされている。

このため、研究業績の選定に関する記述について下線部を追加する。

○ 学部・研究科等を代表する優れた研究業績の選定と提出資料の作成

平成16年4月～……（略）……であると判断する業績を選定してください。大学共同利用機関や大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設における共同利用・共同研究の業績については、当該組織及び共同利用研究者の所属組織の双方で選定することができます。

選定した業績については、（以下省略）

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P33, P37

(2) 研究水準分析項目の基本的な観点について

【該当箇所：「実績報告書作成要領」P10、「評価実施要項」P16】

大学共同利用機関法人からは、各大学共同利用機関における「共同利用・共同研究」の状況が多様であり、共同利用・共同研究の成果とそれ以外の成果を別個の観点で分析することが適切でない場合がある。また、「共同利用を目的とする組織」という表現は、例えば「大学共同利用機関、大学の全国共同利用施設等」などの表現がよいとする意見が出されている。

このため、研究水準分析項目と基本的な観点を以下のとおり修正する。

分析項目	基本的な観点
I 研究活動の状況	○ 研究活動の実施状況 ○ 共同利用を目的とする組織における <u>大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、</u> 共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況 <u>(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)</u> ○ 共同利用を目的とする組織における共同利用・共同研究の成果の状況

(注) 関連箇所はすべて修正する。

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P34, 38, 42, 46

3. 上記の他、各大学等からの意見・質問の内容を踏まえ以下の修正を行う。なお、関連箇所はすべて修正する。

(1) 「学部・研究科等を代表する優れた研究業績の選定と提出資料の作成」の記述について

【該当箇所：「実績報告書作成要領」P11】

注2の記述について、選定する業績数上限の基礎となる専任教員数は、学部と学部を基礎とする一般研究科を一体としている場合等、2つの組織を一体として現況分析の単位とする場合、基礎となる組織の専任教員数とすることを挿入する。

(修正箇所)

注2) 選定する研究業績数が多くなる場合にあつては、~~研究業績説明書(Ⅱ表)の提出数を、平成19年5月1日に在籍している助教以上の専任教員(学部と学部を基礎とする一般研究科を一体としている場合等、2つの組織を一体として現況分析の単位とする場合は、基礎となる組織の専任教員数)の50%を超えない範囲までとします。ただし、これは最大値とします。ただし、その数まで「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト(Ⅰ表)」に記載することを求めるものではありません。~~であり、その数までの研究業績説明書(Ⅱ表)の提出を求めません。

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P34, 38

(2) 「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト(Ⅰ表)作成要領」の記述について

【該当箇所：「実績報告書作成要領」P33, 34】

- ① 冒頭の記述について、関係者の期待に応じているかどうかの判断を各法人に求めていることを明確にする。

(修正箇所)

研究に関する現況分析に当たっては、学部・研究科等を代表する優れた研究業績の水準を把握した上で「研究成果の状況」が関係者の期待に応じているかどうかを判断し~~てくださ~~い(研究水準分析項目Ⅱ「研究成果の状況」)。

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P37, 42, 46

- ② 1. (1)の記述について、以下を踏まえ修正する。
- i) 選定した業績が、重点的に取り組む領域に係る優れた業績として選定した業績と重複する場合、コピーを付ける必要はないこと。
 - ii) ある業績が法人内の複数の組織で優れた業績として選定された場合、一つの組織で「研究業績説明書(Ⅱ表)」を作成すれば、それ以外の組織においては「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト(Ⅰ表)への記載のみでよいこと。

(修正箇所)

なお、選定した研究業績が、~~重点的に取り組む領域に係る優れた研究業績として選定した業績と重複する場合は、リストへの記載のみとし、「研究業績説明書(Ⅱ表)は必要ありません。~~である場合には、その「研究業績説明書」のコピーでも構いません。

また、一つの研究業績が、法人内の複数の学部・研究科等において、当該組織を代表する優れた研究業績として選定された場合は、これらのうち、一つの組織で「研究業績説明書(Ⅱ表)」を作成すれば、それ以外の組織においては、リストへの記載のみで構いません。

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P37

- ③ 2. (2)の記述について、各大学が定めたSS、Sの判断基準の記載を求めているのではなく、学部・研究科等の目的に沿った研究業績であるか否かの判断基準の記述を求めていることを明確にする。また、字数制限を100字以内から200字以内に変更する。

(修正箇所)

- (2) 「1. 学部・研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準」欄(②)には、学部・研究科等の目的や方向性(学術面を重視、社会貢献を重視など、組織の特色)に沿った研究業績の選定に当たっての判断の基準について、200字以内(100字以内)で明確に記入してください。(明朝体10ポイント) なお、SS及びSに該当する研究業績であることの判断基準を記述しないよう御留意ください。

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P32

- (3) 「研究業績説明書(Ⅱ表)作成要領」の2.(7)の記述について、共同利用・共同研究による成果は、企業との共同研究等ではなく、大学共同利用機関や大学の全国共同利用施設等で実施した研究の成果であることを明確にする。 【該当箇所：「実績報告書作成要領」P39】

(修正箇所)

- (5) 「共同利用・共同研究」欄(⑧)では、当該研究業績が大学共同利用機関等で実施した共同利用・共同研究による成果である場合に「○」を記入してください。

※関連箇所：「実績報告書作成要領」P47

- (4) 「評価実施要項」において、教育や研究の現況分析に当たって観点ごと、分析項目ごとに段階の判断をすることを記述しているが、組織の目的に照らして判断することを明記する。

【該当箇所：「評価実施要項」P12】

(観点の段階判定に関する記述部分の修正箇所)

評価者は、各学部・研究科等における各分析項目の観点ごとの状況をについて、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に応じているかという視点で分析し、以下の区分により段階(3段階)を判断し、判断理由、特記事項等を記述します。

(分析項目の段階判定に関する記述部分の修正箇所)

その上で、各学部・研究科等の判断を参考にして、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に応じているかという視点で、各分析項目ごとに、以下の区分により教育水準の判定(4段階)を行い、判断に至った理由を記述し、書面調査の分析結果を作成します。